

射水市告示第 2 4 0 号

射水市内川情景条例等策定検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 3 0 日

射水市長 夏 野 元 志

射水市内川情景条例等策定検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 本市の内川周辺地区における湊町ならではの暮らしと生業が醸し出す内川の情景を未来につないでいくことを目的として、内川の情景に関するルールをつくり、価値の言語化及び共有並びに漁船等の象徴資産の維持及び活用その他の項目を整理した射水市内川情景条例及びその施行に関し必要な規則等（以下「内川情景条例等」という。）を策定するため、射水市内川情景条例等策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 内川情景条例に必要な項目の整理に関すること。
- (2) 内川情景条例の構成案等、条例案に関すること。
- (3) 内川情景条例の運用に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、内川情景条例等の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 3 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 都市デザイン、景観、エリアマネジメント、観光等まちづくりに関し識見を有する者
- (2) 住民により組織された団体の代表者又はその指名する者

- (3) 産業団体の代表者又はその指名する者
- (4) 内川周辺で居住又は仕事をし、まちづくりに携わっている者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は、委員が委嘱された日の属する年度の末日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会議を進行する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業経済部観光まちづくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。